



せたな町住生活基本計画

【概要版】

平成19年3月

せたな町



せたな町住生活基本計画 概要版

《目次》

1. 計画策定の目的	1
(1) 計画策定の目的	
(2) 計画の位置づけ	
(3) 計画期間	
2. せたな町の住まい・住環境における課題と展開方向	2
3. 住宅施策の基本理念・基本目標	3
4. 住まい方の将来フレーム	4
5. 住宅施策の展開	
(1) 住宅施策の体系	5
(2) 住宅施策の内容	6～12
6. 計画推進に向けて	13

1. 計画策定の目的

(1) 計画策定の目的

平成17年9月、檜山北部3町（北檜山町、瀬棚町、大成町）が合併し、「せたな町」となりました。

合併に伴い、各町のこれまでの住宅施策や、将来計画を総合的に捉え、新しい「せたな町」としての理念・目標を形成し、住宅施策および公営住宅事業を一体的に取り扱う「住宅政策の基本計画」が必要となりました。

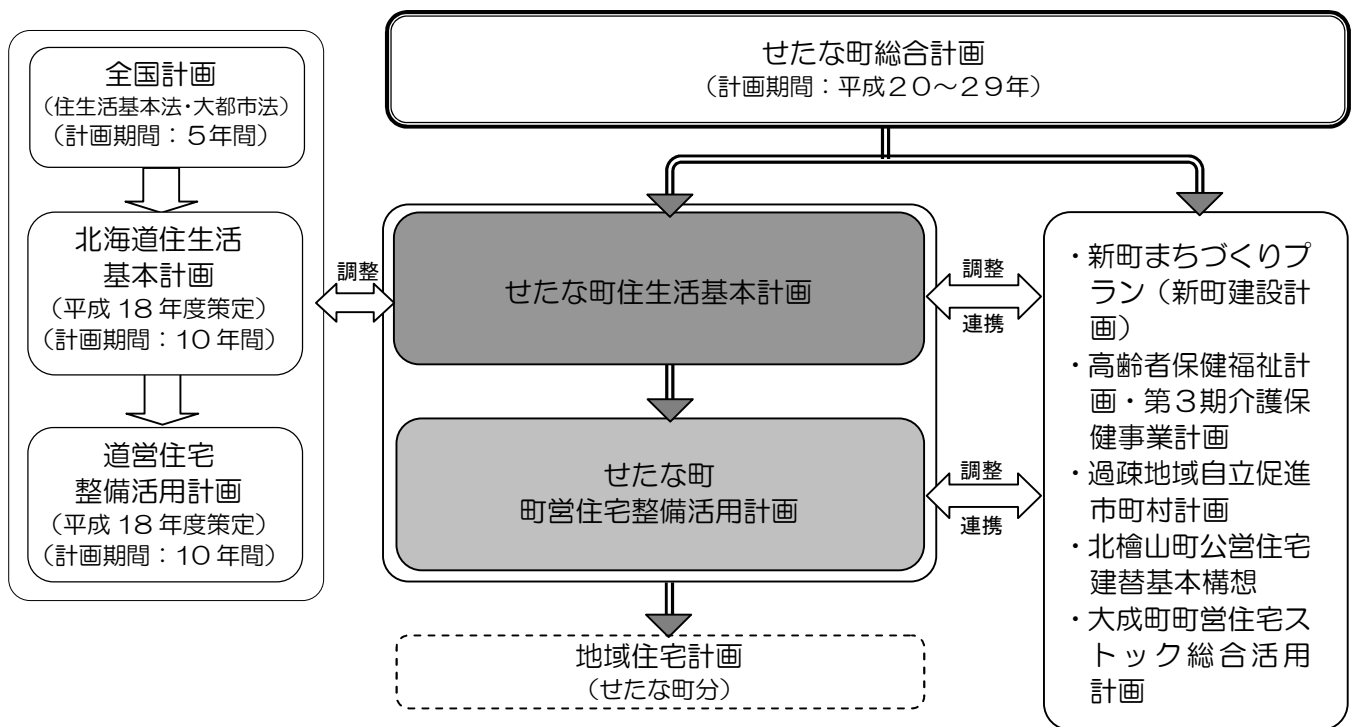
そのため、北檜山区、瀬棚区、大成区の現況、既存住宅施策・事業計画の把握、町営住宅等入居者意向調査結果等から、町民ニーズを踏まえた公的住宅と民間住宅施策の横断的展開方向を設定し、関連するまちづくりや福祉等の事業との連携による、地域の実情に応じた全町における公営住宅供給の目標量を定める総合的な住宅政策の将来ビジョンを策定します。

なお、北海道においても平成18年度に「北海道住生活基本計画」が策定され、その中で地域に応じた細やかな住宅政策を推進するため、各市町村へ地域の住宅政策の基本となる計画策定を促す方針としております。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「せたな町総合計画」を上位計画とします。

その他関連するまちづくり計画、福祉計画等との連携を図ります。



(3) 計画期間

本計画は、平成19年度から平成28年度までの10年間を計画期間とし、平成38年度までの20年間を構想期間とします。

住宅施策および公営住宅事業については、概ね5年ごとに見直しを図ります。

平成19年	平成28年	平成29年	平成38年
計 画 期 間		構 想 期 間	

2. せたな町の住まい・住環境における課題と展開方向

◆課題1 定住の促進

- 人口・世帯数ともに減少傾向にあるため、定住促進に向けた施策の検討が必要。
- 北檜山区・瀬棚区では、各区の市街地に人口・世帯数の減少率が高くなっている状況があり、大成区では区全体で減少傾向にあることから、市街地における定住施策及び各地区における定住施策を検討する必要がある。

【展開方向】

(市街地)

- 町有地の利活用による需要に基づいた宅地分譲。
- 持ち家、賃貸住宅（世帯向、単身向）、高齢者居住施設といった多様なニーズに対応できる居住環境の形成。

(各地区)

- 需要に基づく町有住宅の維持保全。

◆課題2 「持ち家」に居住する世帯に対する対応

- 持ち家率が約7割にのぼるが、世帯数は減少傾向にあるため、空家状況、住み替え等の状況を把握する必要がある。

【展開方向】

- 空き地・空き家情報提供事業の展開。
- 住宅性能表示の活用促進に向けた広報活動の展開。

◆課題3 少子・高齢化への対応

- 「65歳以上親族のいる世帯」比率は世帯の約半数を占め、高齢者世帯の約9割は「持ち家」に居住していることから、持ち家の維持・修繕の支援策及び持ち家維持が困難になった場合の住み替え支援等を検討する必要がある。

【展開方向】

- バリアフリー化支援助成金の継続。（人にやさしい家づくり事業）
- 住み替え支援情報窓口の開設。
- 「北海道子育て支援住宅推進方針」に基づく子育て支援町営住宅の展開。

◆課題4 気候条件や環境への配慮

- 強風や多雪といった気候条件における住まいへの配慮や誘導指針の提示など居住環境の向上に向けた取り組みの検討が必要。

【展開方向】

- 高気密・高断熱住宅の普及に向けた仕様等の情報提供。
- 雪に配慮した住宅（北方型住宅）の仕様等の情報提供。

◆課題5 国の目標との整合性

- 耐震化、ユニバーサルデザイン化、省エネルギー化、住宅性能表示、居住面積改善といった国の目指す成果指標実現に向けた施策の検討が必要。

【展開方向】

- 住宅困窮者に対する住宅セーフティネットとしての需要に応じた町営住宅の維持・供給。

3. 住宅施策の基本理念・基本目標

せたな町の住環境および町営住宅の現況と課題、上位・関連計画や町営住宅等入居者の意向を踏まえ、これからの住まいや住環境づくりに向けた基本理念・基本目標を設定しました。

以下に、基本理念・基本目標を示します。

《 基本理念 》

子どもから高齢者等、
だれもが安全・安心に住まえる暮らしの場としての居住環境の形成

〈 基本目標 1 〉

様々な世代や世帯が良質な住宅を確保できる、にぎわいのある居住環境の形成

〈 基本目標 2 〉

子どもから高齢者等、すべての人が安心して、安全に暮らせる居住環境の形成

〈 基本目標 3 〉

せたなの気候に対応した、快適な居住環境の形成

〈 基本目標 4 〉

需要に応じた町営住宅の維持・供給による、だれもが安心して暮らせる居住環境の形成

4. 住まい方の将来フレーム

平成28年及び平成38年の住まい方別の将来フレームを次のとおり設定します。

国勢調査							【将来フレーム】	
							計画期間	構想期間
							平成28年	平成38年
(世帯)		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年		
世帯数	世帯数	4,863	4,682	4,592	4,595	4,436	3,890	3,759
施設等の世帯	世帯数	46	84	41	52	94	54	52
	構成比	0.95%	1.79%	0.89%	1.13%	2.12%	1.38%	1.38%
一般世帯	世帯数	4,817	4,598	4,551	4,543	4,342	3,836	3,707
	構成比	99.05%	98.21%	99.11%	98.87%	97.88%	98.62%	98.62%

・一般世帯の内訳

国勢調査							【将来フレーム】		
							平成28年	平成38年	
(世帯)		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年			
一般世帯	世帯数	4,817	4,598	4,551	4,543	4,342	3,836	3,707	
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
・住宅に住む一般世帯	持ち家	世帯数	3,225	3,146	3,028	3,084	2,985	2,508	2,458
		構成比	67.0%	68.4%	66.5%	67.9%	68.7%	65.4%	66.3%
	公営借家	世帯数	683	635	684	653	641	622	553
		構成比	14.2%	13.8%	15.0%	14.4%	14.8%	16.2%	14.9%
	民営借家	世帯数	267	277	307	351	335	318	300
		構成比	5.5%	6.0%	6.7%	7.7%	7.7%	8.3%	8.1%
	給与住宅	世帯数	433	384	342	357	298	288	278
		構成比	9.0%	8.4%	7.5%	7.9%	6.9%	7.5%	7.5%
	間借り	世帯数	33	39	33	37	39	34	29
		構成比	0.7%	0.8%	0.7%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%
	・住宅以外に住む一般世帯	世帯数	176	117	157	61	44	66	89
		構成比	3.7%	2.5%	3.4%	1.3%	1.0%	1.7%	2.4%

[一般世帯の内訳]

- ・持ち家：民営借家を300世帯とし、公営借家世帯数と民営借家世帯数を引いた世帯数と想定
- ・民営借家：増加傾向にあったが、世帯数の減少により平成7年の世帯数程度まで下がると想定（300世帯）
- ・給与住宅：引き続きこれまでの減少傾向にあると想定
- ・間借り：昭和60～平成17年までの構成比の平均値を採用
- ・住宅以外一般世帯：昭和60～平成17年までの構成比の平均値を採用

5. 住宅施策の展開

(1) 住宅施策の体系

- 【凡例】 **新規**：新規に取り組むもの
継続：すでに施策展開されており、今後も継続するもの
重点：重点施策として位置づけ、計画期間3～5年以内に重点的な推進を図るもの

基本理念	基本目標	展開方向	住宅施策
子どもから高齢者等 だれもが安全・安心に住まえる暮らしの場としての居住環境の形成	様々な世代や世帯が良質な住宅を確保できる、にぎわいのある居住環境の形成	需要に応じた宅地の供給による、持ち家推進および転入促進	1 町有地の利活用による需要に基づいた宅地分譲【継続】
		空き家を売りたい人と買いたい人を結びつけるしくみの形成	② 移住相談ワンストップ窓口の継続【継続】
		様々な居住環境の形成	③ 空き家情報提供事業との連携【継続】
	子どもから高齢者等、すべての人が安心して、安全に暮らせる居住環境の形成	地震等の災害に強い、居住環境の形成	4 需要に応じた、民営借家の展開支援策の検討【新規】
		老朽化した空き家（廃屋）のない住環境の形成	⑤ 住宅リフォーム相談窓口の開設【新規】
		性能の明示された、住まいの形成促進	6 耐震改修促進計画との連動による、住宅の耐震化支援【新規】
		安全・安心に暮らせるユニバーサルデザインの居住環境の形成	⑦ 住宅火災予防の支援【新規】
		高齢者や障害者が安心してせたな町に住み続けられる環境の形成	⑧ 住宅性能表示制度の普及に向けた、情報提供の実施【新規】
		子育て世代が安心してせたな町に住み続けられる環境の形成	9 持ち家に対するバリアフリー化支援助成金の継続（人にやさしい家づくり事業）【継続】
	せたなの気候に対応した、快適な居住環境の形成	せたなの気候に対応した、快適な居住環境の形成	⑩ 障害者の住み替え支援情報窓口との連携【継続】
		高齢期にも暮らしやすいサービスの提供	⑪ 高齢者の住まい選び支援【新規】
		住宅困窮者に対する適切な住宅の供給	⑫ 福祉施策における緊急通報サービスとの連携【継続】
需要に応じた町営住宅の維持・供給による、だれもが安心して暮らせる居住環境の形成	町営住宅におけるユニバーサルデザインの推進等、居住水準の向上	⑬ 民営借家に対するユニバーサルデザインの推進に向けた方策の展開【新規】	
		⑭ 子育て世代の住みやすい住宅づくり支援に向けた情報提供【新規】	
		⑮ 高気密・高断熱住宅の普及に向けた仕様等の情報提供【新規】	
		⑯ 雪や風に配慮した住宅（北方型住宅等）の仕様や誘導居住水準等の情報提供【新規】	
		⑰ 福祉施策における除雪サービスとの連携【継続】	
		18 住宅困窮者に対する、需要に応じた町営住宅の維持・供給【継続】	
		19 町営住宅におけるユニバーサルデザインの推進【継続】	
		20 居住水準が低く、老朽化した団地の建替、改善、用途廃止等による解消【継続】	

(注 ○ 丸数字：住宅情報提供窓口として、総合的に展開)

(2) 住宅施策の内容

【展開方向】 需要に応じた宅地の供給による、持ち家推進および転入促進

1) 町有地の利活用による需要に基づいた宅地分譲 【重点施策】

《住宅施策の内容》

- ・貸付地や、公共施設跡地など遊休化している町有地については、処分可能なものは処分し財源確保に努める。
- ・町有地の内、宅地化が可能な敷地は、宅地として分譲する。(例：用途廃止後の豊岡下地団地跡地等)
- ・宅地分譲の情報は建設水道課に設置する「住宅情報提供窓口」より、町のホームページ・町広報等を活用し提供する。

2) 移住相談ワンストップ窓口の継続【重点施策】

《住宅施策の内容》

- ・他市町村からの移住の促進に向け、移住相談ワンストップ窓口を開設しています。
- ・町ホームページより情報提供を行っており、相談については電話により受け付けています。
- ・町ホームページにおける移住相談ワンストップ窓口では、せたな町の概要、空き家情報・町営住宅の問い合わせ先など住まいの情報、生活情報、公共施設・お祭り・観光名所等の情報を提供しています。
- ・建設水道課に設置する「住宅情報提供窓口」との連携を図ります。

【展開方向】 空き家を売りたい人と買いたい人を結びつけるしくみの形成

3) 空き家情報提供事業との連携【重点施策】

《住宅施策の内容》

- ・住宅情報提供窓口において、移住相談ワンストップ窓口の提供する空き家情報を掲載します。
- ・空き家情報の収集については、町内会等を通じた情報収集を行うなど、移住相談の核となる住宅情報の適切な提供に努めます。収集した情報については、移住相談ワンストップ窓口に提供し、情報の一元化を図ります。

【展開方向】 様々な居住環境の形成

4) 需要に応じた、民営借家の展開支援策の検討

《住宅施策の内容》

- ・民間借家への入居希望世帯数など、民営借家需要を調査し、供給が不足している、または、将来的に供給不足が想定される場合、民営借家の展開支援策の検討を行います。
- ・町営住宅に収入超過・高額世帯が入居している場合、明け渡しの推進により、民営借家や持ち家への移転を図ります。

5) 住宅リフォーム相談窓口の開設

《住宅施策の内容》

- ・住宅情報提供窓口の中の1つの業務として、住宅リフォーム相談窓口を開設し、インターネットによる情報が得られない世帯に対してもリフォーム情報を提供し、相談に対応できる体制を構築します。
 - ・相談対応内容（想定）
 - －リフォームを進める上でのトラブルの防止のための留意点のアドバイス
 - －耐震診断・改修をはじめとする性能向上リフォームへの技術的アドバイス（他の専門相談窓口の紹介も含む）
 - －（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター（以下リフォームセンターと表記）のホームページ等の情報の紹介
 - －パンフレット、チラシの常備・配布
 - －トラブルになった際の専門相談機関窓口（消費生活センター等）の連絡先の紹介
 - －リフォーム登録業者名簿の設置・閲覧
- （※リフォーム：消費者が安心してリフォームを行なえる環境づくりを目的に（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営するリフォーム支援のインターネットサイト）

**【展開方向】 地震等の災害に強い、居住環境の形成
老朽化した空き家（廃屋）のない住環境の形成**

6) 耐震改修促進計画との連動による、住宅の耐震化支援

《住宅施策の内容》

- ・新耐震基準を満たさない民間住宅の耐震化については、「耐震改修促進計画」において、改修が必要な住宅数の把握、耐震診断に向けた支援策の検討、耐震改修支援方法等の検討を行い、目標や支援事業計画を策定します。
 - ・老朽化した空き家については、町内会等の通じた情報収集等を行い、空き家情報の取得に努めます。収集した情報については、「移住相談ワンストップ窓口」や「住宅情報提供窓口」において情報を提供し、居住者の発見に努め、空き家解消を図ります。さらに、「耐震改修促進計画」に基づき、耐震化の支援を行います。
- （※新耐震基準：1981年（昭和56年）に行われた建築基準法施行令の改正に基づく耐震基準のこと）

[参考資料] 北海道耐震改修促進計画（平成18年12月策定）

北海道では、道内で想定地震による建築物の被害を半減させるため、2015年までに住宅や多数の人が利用する一定規模以上の建築物の耐震化率を9割とする目標を設定。

耐震改修の促進に向け、安心して耐震化を行うことができる環境整備などを基本的方向として施策を講じる。

○基本方針

- ①安心して耐震診断・改修を行うことができる環境整備
- ②住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発、知識の普及
- ③耐震診断・改修を担う人材の技術力の向上

耐震化促進のための方針として以上の3つを基に所有者・建築関連事業者・地方公共団体それぞれの役割を示し、取り組みを促している。

7) 住宅火災予防の支援

《住宅施策の内容》

- ・せたな消防署と連携し、住宅火災予防の重要性、火災報知器設置の意義や、火災報知器設置義務についての情報提供を行い、住宅の持ち主に、設置を促します。
- ・住宅情報提供窓口において、火災報知器の設置場所や設置方法、購入方法、設置の期限などについての相談に対応します。
- ・町営住宅や町の管理する住宅については、火災報知器の計画的な設置に取り組むことにより、民間住宅における設置促進を誘導します。

[参考資料] 改正消防法（概要）

- ◆火災報知器の設置を義務付け：新築住宅については2006年（平成18年）6月1日から適用
既存住宅は別途市町村条例で定める日から適用
- ◆罰則規定：現在のところ、罰則規定はないが、新築において火災報知器が設置されていない場合は、建築確認申請を受理しない、竣工検査に合格させないなどの措置がとられることになる可能性あり
- ◆設置が義務付けられる住宅の部分
 - ①寝室：主寝室だけでなく、子供部屋のように日常的に人が就寝する部屋も含む普段就寝している部屋をい、来客が就寝するような部屋はのぞく
 - ②寝室のある階から下への階に通じる階段
 - ③設置しない階で就寝に使用しない居室が2階以上連続する場合は、取り付けた階から2階離れた居室のある空間
 - ④一つの階に7㎡（4畳半）以上の居室が5つ以上ある階の廊下など ※その他、市町村条例による
- ◆設置する部位：原則、天井または壁に設置
天井の場合は、中心を壁、梁から60cm以上離す
壁の場合は天井から15～50cm以内に中心が来るように設置する
ただし梁などでも、同等に火災の感知ができると認められる場合は設置が可能
- ◆設置する報知器の種類：省令で義務付けられているのは、煙感知式

【展開方向】 性能の明示された、住まいの形成促進

8) 住宅性能表示制度の普及に向けた、情報提供の実施

《住宅施策の内容》

- ・住宅情報提供窓口において、住宅性能表示制度の普及に向けた情報提供を行います。
情報提供方法としては、住宅性能表示に関するパンフレットの配布、評価協ホームページの紹介（性能評価機関による、制度の円滑な運用の為の情報発信ホームページ）等を行います。

【展開方向】 安全・安心に暮らせるユニバーサルデザインの居住環境の形成

9) 持ち家に対するバリアフリー化支援助成金の継続（人にやさしい家づくり事業）

《住宅施策の内容》

- ・高齢者が住み慣れた地域で自立して生きいきと暮らすため、安全な住宅への改修によるバリアフリー化を支援します。住宅改修に必要な費用の一部を助成します。
- ・要支援・要介護状態の高齢者が在宅で自立した生活を送ることができるよう、住宅改修を含めた住まいづくりについての相談体制を充実します。

【展開方向】 高齢者や障害者が安心してせちな町に住み続けられる環境の形成

10) 障害者の住み替え支援情報窓口との連携

《住宅施策の内容》

- ・住宅情報提供窓口では、保健福祉課で推進する「障害者の住み替え支援情報窓口」と連携し、障害者が地域で安心して暮らすための支援を行います。
- ・障害者の住み替え支援情報窓口では、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係わる支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて、障害者の地域生活を支援します。
- ・体が不自由な方に対しては、一部の町営住宅（北檜山区 徳島団地 1階）において車椅子対応を行っています。

11) 高齢者の住まい選び支援

《住宅施策の内容》

- ・住宅情報提供窓口において、高齢者の住まい選びの相談に対応します。ケアハウス、高齢者生活支援ハウスといった福祉系の施設については、保健福祉課との連携により、相談に対応します。
- ・民営借家に高齢者が安心して暮らせる環境形成として、民営借家家主に対し、高齢者の入居への理解を求め、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅として管理することを呼びかけます。高齢者の入居を拒まない賃貸住宅として運用される場合、（財）高齢者住宅財団による高齢者円滑入居賃貸住宅への登録を促します。

12) 福祉施策における緊急通報サービスとの連携

《住宅施策の内容》

- ・高齢者が在宅で安心して暮らし続けられるよう、介護予防の観点から、地域の実情を踏まえつつ、支援を必要とする高齢者への緊急通報サービスを提供します。
- ・緊急通報サービスとは、高齢者世帯に家庭用緊急通報機器を貸し出し、緊急通報受信センターと電話回線で直結させ、急病、事故等の緊急事態に迅速に救援活動ができるシステムのことです。
- ・対象者は65歳以上の一人暮らし、または、高齢者のみの世帯。
- ・住宅情報提供窓口では、相談に来られた方への紹介を行うほか、町営住宅の建替・改修時に、スリーブ管の埋設など、ハード的整備が必要な場合、整備します。

13) 民営借家に対するユニバーサルデザインの推進に向けた方策の展開

《住宅施策の内容》

- ・民営借家のユニバーサルデザイン化の促進に向け、住宅情報提供窓口において、国や道などの発行するパンフレット等既存資料の活用によるユニバーサルデザインの情報発信、普及啓発を図ります。

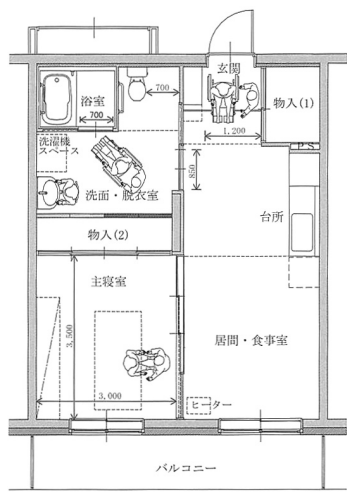
[参考資料] 北海道公営住宅等安心居住推進方針（概要）

北海道では、ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅整備の今後の方向性を示した「公営住宅等安心居住推進方針」を策定。

- 基本方針 「安全で安心して暮らせる住宅」
「自立した生活がおくれる住宅」
「いきいきとすこやかに暮らせる住宅」
- 共通的な仕様 「あらかじめバリアを除いたシンプルなつくり」
「在宅介護にも配慮した暮らしやすい部屋の広さを確保」
「多様な住まい方に対応できる柔軟性への配慮」

今後、供給する住宅はユニバーサルデザインの視点に立ち、以上3つの基本性能を有する共通的な仕様とすることを基本としている。また、社会福祉施設の活用など福祉施策等との連携に努めるとともに、公営住宅等の整備にあたっては「安全」「安心」「自由」「簡単」「連続」「交流」「快適」といった7つの視点に配慮することとしている。

道では今後、この方針に基づき、道営住宅の整備を進めることとしており、さらに多くの地域で公営住宅等の整備においてこの方針を参考とし、ユニバーサルデザインの視点に立った取り組みが促進されることを期待



● 1LDKモデルプラン



● 2LDKモデルプラン

【展開方向】 子育て世代が安心してせたな町に住み続けられる環境の形成

14) 子育て世代の住みやすい住宅づくり支援に向けた情報提供

《住宅施策の内容》

- ・住宅情報提供窓口において、次世代を担う子どもたちが健康で、安全に暮らせる住まいづくりに向けた、情報発信を行います。
- ・北海道の厳しい環境の中で、安全で健康・快適に暮らせる家づくりとして道が推進する北方型住宅の基準や仕様等の情報提供等を図るほか、建築団体等による「子どもをはぐくむ住まいづくり」の情報提供を活用した展開を図ります。

【展開方向】 せたなの気候に対応した、快適な居住環境の形成

15) 高気密・高断熱住宅の普及に向けた仕様等の情報提供

16) 雪や風に配慮した住宅（北方型住宅等）の仕様や誘導居住水準等の情報提供

《住宅施策の内容》

- ・寒冷地の気候に対応するため、道内の住宅では二重サッシの採用やペアガラスの採用などの高断熱化、および、高気密化が図られていますが、地球温暖化に影響するCO₂の削減と次世代省エネルギー基準の家づくりの促進に向け、新築住宅での高気密・高断熱の展開や既存住宅の改修時での性能向上に向けた情報提供を、住宅情報提供窓口において行います。
- ・さらに、高気密・高断熱といった環境負荷に配慮した住宅の普及に向けた情報提供を行います。情報提供としては、住宅金融公庫の省エネルギー性能の高い住宅仕様や、道の推進する高気密・高断熱住宅（北方型住宅）の仕様等の情報提供を図ります。

[参考資料] 北方型住宅

北方型住宅：「少子高齢社会」「環境問題」「地域との共生」などの社会的変化に対応するため、「あったか 長持ち ともに育む北の住まい」を目標にした北海道の暮らしにふさわしい住宅を目指して次の基準や仕組みを活用し、登録をした住宅。推進主体は北海道。

○北方型住宅の4つの基準

- ① 長寿命 : 耐久性、耐用性、維持管理の容易さ
- ② 安心・健康 : ユニバーサルデザイン、健康で快適な室内空間
- ③ 環境との共生 : 断熱・気密性能、省エネルギー、雪処理、街並み
- ④ 地域らしさ : 地域資源の活用

○北方型住宅サポートシステム

- ① 専用のソフトで、北方型住宅の基準に適合しているかを自動的に判定
- ② 完成までを5段階に分け、ポイントごとに、施工状況を施工会社が随時報告
- ③ 将来のリフォームに備え、設計・施工の記録を北海道建築指導センターが保管

【展開方向】 高齢期にも暮らしやすいサービスの提供

17) 福祉施策における除雪サービスとの連携

《住宅施策の内容》

- ・自力で除雪が困難な高齢者に対し、自宅で自立した生活を送ることができるよう、屋根の雪下ろしなどの除雪サービスを提供します。
- ・一人暮らし、または、高齢者のみの世帯などで、自力で除雪が困難な人を対象とします。
- ・高齢者から除雪についての相談を受けた場合、住宅情報提供窓口において、除雪サービスの紹介等を行います。

【展開方向】 住宅困窮者に対する適切な住宅の供給

18) 住宅困窮者に対する、需要に応じた町営住宅の維持・供給

《住宅施策の内容》

- ・人口・世帯数の将来的な動向および町営住宅の将来的な需要に基づく町営住宅の維持・供給を図ります。
- ・狭小で浴室未整備、水洗化未整備住宅（下水道未接続住宅含む）等、老朽化した住宅ストックの建替・改善・用途廃止による居住水準の向上を図ります。
- ・高齢者や障害者への配慮や子育て支援などの視点を取り入れた町営住宅事業の展開を図ります。

【展開方向】 町営住宅におけるユニバーサルデザインの推進等、居住水準の向上

19) 町営住宅におけるユニバーサルデザインの推進【重点施策】

《住宅施策の内容》

- ・町営住宅におけるユニバーサルデザイン推進に向け、建替・改善時に「北海道公営住宅等安心居住推進方針」に基づくユニバーサルデザインの視点に立った町営住宅の整備に努めます。

20) 居住水準が低く、老朽化した団地の建替、改善、用途廃止等による解消【重点施策】

《住宅施策の内容》

- ・「せたな町町営住宅整備活用計画」に基づき、老朽化した団地の建替や改善を推進し、良質な居住水準の確保に努めます。
- ・老朽化し、住戸面積も狭く、構造耐力的に改善には適さない住戸については建替の方針とし、住宅の躯体は健全であり、改善により活用できると判断される住宅については、バリアフリー化、断熱性向上改善等の個別改善を行い、活用を図ります。

6. 計画推進に向けて

(1) 住宅施策の推進

- ・本計画において位置づけた「基本理念」「基本目標」「住宅施策」の実現に向け、庁内関連各課はもとより、町民との連携による住宅施策を推進が必要です。
- ・住宅施策等の内容について、町民に広く情報公開し、町民・事業者との幅広い連携により、住宅施策を推進することが望まれます。
- ・住宅施策を円滑に推進するため、関連各課においても、それぞれの施策への位置づけを行い、全庁的な体制の中での住宅施策の推進が望まれます。
- ・住宅情報の提供については、北海道や国・北海道の各種研究機関、関連団体等の情報を活用し、推進を図ります。

(2) 町営住宅事業の推進

- ・せたな町町営住宅整備活用計画に基づく事業の推進に向け、庁内関連各課はもとより、町民や入居者の理解を得ながら推進していく必要があります。
- ・高齢者・障害者への対応、子育て支援ほか、関連各課との連携が必要な場合、各課との連絡・調整を密に行いながら、事業の推進に努めます。
- ・建替・改善・用途廃止等の町営住宅事業推進のための交付金は、本計画に基づき、北海道の地域住宅計画へ掲載する形で申請します。

(3) 計画の見直し

① 住生活基本計画

- ・一定期間ごとに、各住宅施策の進行状況の確認、事業成果の評価を行います。
- ・見直しにあたっては、本計画の策定事務局が主体となり、各施策の担当各課と事業の達成度評価を行い、拡充・継続・修正・見直しなどの検討を行います。
- ・住宅施策の評価は短期間の成果では判断できないことが多いため、長期的な視点に立ち、評価・見直しを行います。

② 町営住宅整備活用計画

- ・町営住宅は、公営住宅法や公営住宅等整備基準などの国、道の基準に則り整備するものであり、法制度が変更された場合、その対応を図る必要があることや、社会情勢、せたな町の情勢の変化にあわせた見直しが必要であることから、計画内容は概ね5年ごとに見直しを行うこととします。